【Ｑ】　地区補助金を使ってプロジェクトを完了しました。　最終報告書はいつ提出したらよいですか？

【Ａ】　クラブは、補助金受領後6ヶ月以内に最終報告書を提出しなければなりませんが、活動が6ヶ月以内に完了しない場合は、中間報告書の提出が必要です。（『 第2660地区 補助金申請手続きハンドブック』（2014年12月版）9ページ、地区補助金の最終報告書項を御参照下さい）

【Ｑ】地区補助金の報告書の書式はありますか？　どこから、入手できますか？

【Ａ】報告書式は、当地区ウェブサイトから入手頂けます。

（<http://club.ri2660.gr.jp/active/zaidan_hojyokin.html>）

【Ｑ】何故、当地区では地区補助金を青少年プログラム（RYLA、青少年交換、ローターアクト、インターアクト）に活用できないのですか？

【Ａ】最新版『地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件』（2015年1月）では、地区補助金の受領資格の指針のなかで、ロータリーの青少年プログラムに地区補助金を充てる事ができるという積極的な表現はありません。　旧「授与と受諾の条件」では、むしろ制約事項で、地区補助金もグローバル補助金と同様、青少年プログラムに資金を充てる事ができないと明記されておりました。　つまり現版には、地区補助金の制約事項の青少年プログラムについての記載が無くなったのです。　これは開発途上国にある地区から、（地区活動資金が乏しいために）これらロータリーの青少年プログラムにも財団の補助金を活用したいという声が上がったためだと聞いています。

当地区では、地区活動資金が比較的潤沢であり、各青少年プログラムにも充分配分されておりますので、地区ガバナーの御方針により、原資の限られた地区補助金を多くのクラブの奉仕活動に充分ご活用頂こうという趣旨から、現在は青少年プログラムへの利用を認めていません。　さらに、青少年プログラムの参加者にはロータリーの子弟・親族も多い事から、ロータリー財団章典「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」に反する可能性も考慮致しました。

尚、クラブが実施する地区補助金活動やプロジェクトに青少年プログラム参加者が協力する場合は、（支出内容にもよりますが、）むしろ推奨しています。

地区補助金を含む地区のDDF（地区財団活動資金）は、財団のロータリー財団章典および『授与と受諾の条件』はもとより、地区の裁量に任されておりますので、既述のような理由から、青少年プログラムへの地区補助金申請を制限しております。　御理解のほど御願い致します。

【Ｑ】2015年5-6月に実施するプロジェクトに、今年申請する地区補助金を充当することはできますか？

【Ａ】2015年3-4月に申請頂く地区補助金は、地区と財団の承認を経て、クラブへの補助金配分は7-8月中になる予定です。　補助金がクラブの口座へ着金後、プロジェクトの実施が可能になります。　もし、今期中（2015年6月末以前）にプロジェクトを開始しされますと、承認前の活動と見なされ、地区補助金を充当する事ができませんので御注意下さい。

つまり、2015年春（5～6月？）に実施するプロジェクトは、昨年2013-14年度中に地区補助金を申請しておく必要があったわけです。

これ故、地区補助金は計画年度（申請）と実行年度の2年周期の補助金と言われています。

【Ｑ】グローバル補助金では少なくとも3年以上のモニタリングが必要とされていますが、プロジェクトが完了して最終報告書を提出した後も、モニタリングの報告を財団に提出する必要がありますか？

【Ａ】グローバル補助金プロジェクト完了後（財団が最終報告書を受領後）、モニタリングの報告を要請されることはありません。しかしながら、自主的なモニタリング報告をいただければ、財団及び地区で評価されることは間違いありません。

【Ｑ】財団の年次基金寄付などの投資の内容や収益について教えて下さい。　投資損が発生したことはありますか？

【Ａ】RI及びTRF（財団）の投資収益の推移および投資内容につきましては、英文しかございませんが、<https://www.rotary.org/myrotary/ja/learning-reference/about-rotary/financial-reports#investment>

に詳しく紹介されています。　投資については、「年間の平均投資収益が（物価上昇率を加味した上で）基金からの総支出額を下回らないようにしつつ、しかも、過剰なリスクのない堅実な投資を行う」としています。　ITバブルがはじけた2002年頃及び2008年頃のサブプライムに端を発したリーマンショック当時、やはり投資損を計上しているようです。

【Ｑ】地区補助金活動には、測定やモニタリングは必要ですか？

【Ａ】地区補助金活動やプロジェクトも成果が継続する事が望ましいわけですが、測定やモニタリングは要求していません。

【Ｑ】クラブの補助金口座に地区補助金が振り込まれました。　クラブのプロジェクト拠出金も入金しなければいけませんか？

【Ａ】補助金同様、プロジェクトのためのクラブ拠出金も一旦クラブの補助金口座に入金下さい。　これは補助金プロジェクトの入出金を明確に記録し、透明性の高い補助金管理を実施する為です。

【Ｑ】地区補助金プロジェクトの完了後、通帳に利息が記録されてしまいました。どのように処理したらよいですか？

【Ａ】利息を引き出して（クラブの一般会計口座に入金するなど）残高をゼロにして頂くか、そのまま残しておく場合は、それとわかるように記録しておいて下さい。

【Ｑ】今年度の地区補助金の中間/最終報告書を出していません。　来年度の為の地区補助金を申請しても良いですか？

【Ａ】報告書は、補助金受領後6ヶ月以内に提出頂く必要があります。　報告書未提出のクラブの申請書は受領できませんので、必ず期限内に提出下さい。